

千葉県告示第1021号

千葉県コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉県条例第5号）第15条第4項の規定により千葉県コミュニティセンターの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により告示します。

令和4年12月26日

千葉市長 神谷俊一

施設の名 称	指定管理者の名称、代表者及び 主たる事務所の所在地	指定期間
千葉県中央コミュニティセンター	シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番 1号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで